

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、各種市民団体等が実施するイベント等の名称に「霧島市市制施行 20 周年記念」を冠して事業を実施することにより、市民一体となった気運の醸成を図るため、霧島市市制施行 20 周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、冠事業とは、霧島市市制施行 20 周年を記念する旨をイベント等事業の名称に冠して、原則として令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する事業をいう。

(冠事業の承認)

第 3 条 冠事業を実施するものは、この告示に定めるところにより市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りではない。

- (1) 市が共催又は協賛する事業
- (2) 市が構成員となる団体が主催する事業
- (3) 市が補助金等を交付する事業（地区自治公民館、自治会が実施する補助事業を含む。）

2 前項の承認（以下「冠事業の承認」という。）は、霧島市市制施行 20 周年を記念する事業に対して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠事業の承認を行わない。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする者又は団体が実施する事業
- (2) 政治的活動と認められる事業
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職にある者（候補者及び立候補する旨を公に公表していると認められる者を含む。以下同じ。）を支持し、若しくは反対することを目的とする者若しくは団体（公職にある者が代表と務める団体を含む。）が実施する事業
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団員が所属している団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者若しくは団体が実施する事業
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又はその者が構成員に含まれる団体が実施する事業
- (6) 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）と認められる事業。

ただし、市の振興に寄与すると認められる事業は、この限りではない。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認める事業

(承認手続)

第4条 冠事業の承認を受けようとするものは、事業実施の30日前までに、霧島市市制施行20周年記念冠事業承認申請書（第1号様式）（以下「承認申請書」という。）若しくは鹿児島県電子申請共同運営システム（以下「e申請」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項のe申請の内容は、承認申請書を反映したものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受け、冠事業の承認の可否を決定したときは、霧島市市制施行20周年記念冠事業承認（不承認）通知書（第2号様式）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

4 市長は、冠事業の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第5条 冠事業の承認を受けたものが、承認を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに霧島市市制施行20周年記念冠事業内容変更承認申請書（第3号様式）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(承認の取消し)

第6条 市長は、冠事業の承認をした事業が第3条第2項各号のいずれかに該当することが確認できたときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより損害が生じた場合であっても、市はその損害を賠償する責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により、冠事業の承認を取り消したときは、霧島市市制施行20周年記念冠事業承認取消通知書（第4号様式）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(報告)

第7条 冠事業の承認を受けたものは、事業終了後速やかに、霧島市市制施行20周年記念冠事業実施報告書（第5号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

(冠表示の使用)

第8条 冠事業の承認を受けたものは、「霧島市市制施行20周年記念」の冠を付することができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、冠事業の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 12 月 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以後に開催するイベント等から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 7 年 5 月 1 日告示第 113 号)

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住所
氏名又は事業者名
（代表者名）
電話番号 （ ）

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業承認申請書

次の事業について、霧島市市制施行 20 周年記念冠事業の承認を受けたいので、霧島市市制施行 20 周年記念冠事業取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 事業の名称	
2 実施日	令和 年 月 日から令和 年 月 日（ 日間）
3 実施場所	
4 内 容	※目的を含めて、具体的に記入してください。
5 担当者	役職名 氏 名 （連絡先） 電話番号 （ ）

- 備考 1 事業の企画書・チラシ、収支計画が分かる資料を添付してください。
- 2 関係法令又は基準を満たしていることを証明する資料がある場合は、添付してください。

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった霧島市市制施行 20 周年記念冠事業承認申請については、
下記のとおり通知します。

記

1 事業の名称	
2 決定区分	☐ 承 認 ☐ 不 承 認
3 承認番号	
4 承認しない理由	
5 承認の条件	

- 備考 1 承認された事業以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。
- 2 承認を受けた事業については、事業終了後、速やかに事業実施報告書を提出してください。

第 3 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住所
氏名又は事業者名
（代表者名）
電話番号 （ ）

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業内容変更承認申請書

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業取扱要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり冠事業に係る承認内容の変更について申請します。

記

1 承認番号	
2 申請者	
3 変更の内容	
4 変更の理由	

- 備考 1 承認決定通知書の写しを添付してください。
- 2 変更の内容によっては、改めて承認申請書を提出していただく場合があります。

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業承認取消通知書

年 月 日付けで承認した事業については、霧島市市制施行 20 周年記念冠事業取扱要綱第 6 条の規定より、下記のとおり承認を取り消しましたので通知します。

記

1 事業の名称	
2 実施日	
3 実施場所	
4 承認を取り消す理由	

第 5 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住所
氏名又は事業者名
（代表者名）
電話番号 （ ）

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業実施報告書

霧島市市制施行 20 周年記念冠事業取扱要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり実施状況等を報告します。

記

1 承認番号	
2 事業の名称	
3 実施日	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 日間）
4 実施場所	
5 参加者数	
6 売上額	

備考 事業の実施状況が分かる写真等を添付してください。